

文教委員会資料③

1 所管事務の調査（報告）

- (4) 「（仮称）川崎市一時保護委託者の登録等の基準に関する条例」の制定に関するパブリックコメント手続の実施結果について

資料 「（仮称）川崎市一時保護委託者の登録等の基準に関する条例」の制定に関する意見募集の実施結果について

参考資料 1 パブリックコメント手続資料

参考資料 2 「（仮称）川崎市一時保護委託者の登録等の基準に関する条例」の制定について（案）【5月27日文教委員会資料】

こども未来局
(令和8年8月20日)

児童家庭支援・虐待対策室 担当

「(仮称)川崎市一時保護委託者の登録等の基準に関する条例」の制定に関する意見募集の実施結果について

1 概要

児童相談所の一時保護施設については、令和4年の児童福祉法改正により、設備及び運営の基準が設けられました。

一方、一時保護委託先については、児童相談所長又は都道府県知事が「適当と認める者」への委託ができる旨のみが規定されていたことから、令和7年の児童福祉法改正により、一時保護委託先の質の担保のため、新たに一時保護委託者の登録制度が定められ、児童福祉法や関係法令等により、一定の質の担保がなされている児童福祉施設・里親や、医療機関等を除き、一時保護委託先については、原則として都道府県知事の登録を受けなければならないものとされました。(令和8年10月1日施行)

この一時保護委託者の登録制度にあたっては、令和8年3月に、内閣府令により、一時保護委託者の登録等の基準が定められました。

児童福祉法では、登録等の基準について、内閣府令を踏まえて各自治体の条例で定めることとされており、川崎市でも、登録等の基準に関する条例を制定します。

条例を定めるに当たって、意見募集（パブリックコメント）手続きにより市民の皆様から意見を募集した結果、35通（意見総数69件）の意見をいただきましたので、意見の内容とそれに対する本市の考え方についてお示しいたします。

2 意見募集の概要

意見募集の期間	令和8年6月3日（水）から令和8年7月3日（金）まで
意見の提出方法	電子メール（専用フォーム）、郵送、持参、FAX
募集の周知方法	川崎市ホームページ かわさき情報プラザ 各区役所・出張所の市政資料コーナー 各市民館・分館、各図書館・分館 こども未来局児童家庭支援・虐待対策室（川崎市役所本庁舎15階）

3 結果の概要

意見提出数（意見総数）		35通	(69件)
内 訳	電子メール（メールフォーム）	3通	(19件)
	FAX	0通	(0件)
	郵送	0通	(0件)
	持参	32通	(50件)

4 意見の内容と対応

パブリックコメント手続を実施した結果、一時保護委託者の登録制度全般や条例の制定、基準の内容や基準の運用、登録手続や登録審査に関する御意見が寄せられました。

意見については内閣府令の趣旨に沿ったもの、今後の施策・事業を推進する中で参考とするもの、施策に対する質問・要望であったことから、内閣府令に基づく条例制定手続を進めてまいります。

【意見に対する対応区分】

A：意見の趣旨を踏まえ、案に反映するもの

B：意見の趣旨が案に沿ったものであり、意見を踏まえて取組を進めていくもの

C：今後の施策・事業を進めていく中で、意見を参考とするもの

D：案や施策に対する質問・要望の意見であり、案や施策の内容、本市の考え方等を説明するもの

E：その他

【意見の件数と対応区分】

項目	A	B	C	D	E	計
(1) 一時保護委託者の登録制度全般や条例の制定に関すること	0	3	2	1	0	6
(2) 基準の内容や基準の運用に関すること	0	1	57	3	0	61
(3) 登録手続や登録審査に関すること	0	0	0	2	0	2
合計	0	4	59	6	0	69

具体的な意見の内容と市の考え方については、次ページ以降を御参照ください。

5 具体的な意見の内容と市の考え方

(1) 一時保護委託者の登録制度全般や条例の制定に関すること

	意見の要旨	意見に対する本市の考え方	区分
1	- 本条例案が、一時保護委託先における子どもの権利保障を明確化するものであることは重要である。 しかし、委託先に対して基準の遵守を求めるだけでは、子どもの権利保障は十分に実効化されない。特に、施設等による行動制限、所持品や通信手段の制限、意見表明等支援へのアクセス、長期保護における外部とのつながりの確保については、委託先だけでなく、一時保護全体の運用として整理される必要がある。 本条例の制定を、委託先の規制強化にとどめるのではなく、川崎市の一時保護全体における子どもの権利保障を前進させる機会とすることを求める。 - 施設等による行動制限の禁止、正当な理由のない権利制限の禁止、合理的理由のない所持品制限の禁止、児童の意見又は意向を尊重した支援体制の整備など、子どもの権利保障に関する重要な基準を委託先に求める内容となっているが、これらの基準は、一時保護委託先だけではなく、一時保護という措置全体において尊重されるべき基本的な考え方である。 そのため、本条例の制定にあたっては、委託先に対する基準整備にとどめず、公的一時保護所を含む一時保護全体の運用との整合性を確保し、子どもの権利保障を実効的なものとする観点が必要である。	児童の一時保護にあたっては、児童が安全・安心に過ごすために、生活のルールを設けていますが、やむを得ず児童の権利を制限することについては、一時保護開始時やそれぞれの場面において、児童の意見を聴取した上で、子どもの権利と併せて丁寧な理由の説明等に努めているところであり、この考え方は、一時保護委託だけでなく、児童相談所に設置する一時保護施設においても同様です。 子どもの安全確保等に支障がないものについては、不当に子どもの権利や行動を制限することがないよう、いただいた御意見も参考としながら、子どもの権利擁護に配慮してまいります。	C
2	一時保護所の満床（定員超過）を前提として導入される施策と思われるが、一時保護所の増設や、他自治体への一時保護の依頼などのインフラ整備を行わず、一時保護委託者（の登録）制度を新設するのはなぜか。	一時保護委託者の登録制度は、児童相談所に設置する一時保護施設の設備及び運営の基準が令和4年の児童福祉法改正で設けられたことを踏まえ、一時保護委託先の質の担保のため、令和7年の児童福祉法改正により新たに定められたものです。 また、本市においては、一時保護における生活環境の改善や定員の拡大を図るため、中部児童相談所一時保護施設の新築工事を実施し、令和7年7月から供用を開始したところであり、引き続き、定員超過の解消に向けた取組を進めてまいります。	D
3	一時保護委託先の質の確保を図るため、登録制度を設けることについて賛同する。	一時保護委託者の登録制度については、児童相談所に設置する一時保護施設の設備及び運営の基準が令和4年の児童福祉法改正で設けられたことを踏まえ、一時保護委託先の質の担保のため、令和7年の児童福祉法改正により新たに定められたものです。 この登録制度により、一時保護施設と一時保護委託とを問わず、一時保護を適正に行う環境が担保されるものと考えています。	B

4	・ 本条例案が、一時保護委託先における子どもの権利擁護を明確化し、支援の質を担保しようとする趣旨には賛同する。 ・ 一時保護委託は、川崎市の一時保護体制を支える重要な仕組みであり、その質を確保するための基準整備は必要である。	今回の条例制定により、一時保護施設と一時保護委託とを問わず、一時保護を適正に行う環境が担保されるものと考えていますので、条例の制定及び、制度の適切な運用に取り組んでまいります。	B
---	---	---	---

(2) 基準の内容や基準の運用に関すること

	意見の要旨	意見に対する本市の考え方	区分
1	・ 食事の量やレパートリーについて、希望を聞いてほしい。(同趣旨の意見 ほか4件) ・ スマホを持たせてほしい。(同趣旨の意見 ほか1件) ・ 髪を染めたり、ピアスを開けたりしたい。 ・ 学校に行くように制服や服や化粧品などを買ってほしい。 ・ おこづかいがほしい。(同趣旨の意見 ほか1件) ・ テレビやゲームの時間を増やしてほしい。(同趣旨の意見 ほか2件) ・ 一時保護施設のルールを見直してほしい。(同趣旨の意見 ほか1件) ・ 新しいおもちゃやCD、DVDなどを入れてほしい。(同趣旨の意見 ほか2件) ・ 運動がしたい。(同趣旨の意見 ほか1件) ・ 勉強道具や学校用端末がほしい。(同趣旨の意見 ほか1件) ・ 勉強を3時間にしてほしい。 ・ 安心だけど、部屋で一人だけだから不安。 ・ 家に帰りたい。 ・ パパとママに会いたい。 ・ 1人でいるのは不安だから、面会をしたい。 ・ ここ(一時保護施設)が大嫌い。 ・ 外出させてほしい。(同趣旨の意見 ほか1件) ・ 山や自然を見たい。 ・ もう少し寄り添ってほしい。 ・ 強く言われるのが嫌だ。こういう理由があるから無理なんだとか、説明をしてほしい。 ・ 強く言わないでほしい。 ・ 子供の言葉を信じてほしい。子供が本心で「イヤだ」と言ったとき、その場でどう考えるか(が大事)だ。 ・ 優しい職員さんを入れて欲しい。 ・ 夜に誰かの声がかして眠れない。みんなでワイワイ大きな声をしてほしい。	一時保護については、児童の意見又は意向を踏まえ、児童にとって最善の利益となるような支援を行っていくことが必要であり、決定した方針については、理由も含めて適切に児童に説明されることが重要だと考えています。 児童相談所に設置する一時保護施設の運営に当たっては、児童たちが安心・安全に過ごせるよう、生活のルールを設けるとともに、意見箱の設置や子どもが参画することも会議の実施、第三者委員や意見表明等支援員が児童の意見を聞く取組などにより、改善に取り組んでいます。 こうした取組により、児童の権利が守られ、児童に寄り添った支援が行われるよう、今回の御意見も参考に、一時保護委託者の登録制度を運営していくとともに、児童相談所に設置する一時保護施設についても、一層の運営改善に取り組んでまいります。	C

	・ 歯みがき中に、ほかの人が入ってくるのが嫌だ。 ・ ほかの児童と会話したり、遊んだりしたい。(同趣旨の意見 ほか2件) ・ 他の児童からいやな言葉や言われたり、怖いのが嫌だ。(同趣旨の意見 ほか2件) ・ けんかをしてあやまっても相手が許してくれない。 ・ (一時保護施設の) 設備がやばい。 ・ 混んでいるときはほかのフロアのトイレを使わせてほしい。 ・ お風呂の時間が短い。		
2	・ (不安なことは) ない、安心してすごせている。	一時保護にあたっては、児童が心身ともに健やかにして、安全な生活を送ることができる環境を整備することが重要だと考えており、今回の条例制定により、一時保護施設と一時保護委託とを問わず、一時保護を適正に行う環境が担保されるものと考えていますので、条例の制定及び、制度の適切な運用に取り組んでまいります。	B
3	・ 入所している児童の権利への十分な配慮や人格の尊重、正当な理由のない児童の権利制限の禁止、やむを得ず制限する場合にも、理由について十分な説明を行い、児童の理解を得るよう努めることや、施設等による児童の行動制限の禁止、合理的な理由のない所持品の持込制限の禁止などは、委託先における最低限の運営基準であると同時に、一時保護における子どもの権利保障の基本原則として重く受け止めるべき内容である。 公的一時保護所においては、定員、人員体制、安全確保上の制約等により、行動制限や所持品管理が行われる場面があると認識しているが、一時保護委託先と合わせて、公的一時保護所の運用との関係を整理し、一時保護全体として一貫した方針を示した上で、子どもの権利保障に向けた運用改善を進めることが必要である。 ・ 施設等による児童の行動制限の禁止の方向性は、子どもの権利保障の観点から重要である。 一時保護の現場では、無断外出、外部からの接触等、安全確保上のリスクが想定される場面があることも事実であり、施設に依存しない安全確保をどのように実現するのかについて、具体的な運用指針を整備する必要があることから、行動制限が必要と判断されるリスクの種類の整理や、制限を行う場合の判断手続、代替手段の検討や子ども本人への説明方法などを検討し、現場が判断できる具体的な基準と支援体制を整備することが必要である。 ・ 入所する児童の意見又は意向を尊重した支援を行う体制の整備や、合理的な理由のない児童の所持品の持込制限の禁止は、スマートフォン等の通信機器についても、単に管理上の都合のみで一	児童相談所に設置する一時保護施設については、令和6年4月に、「川崎市一時保護施設の設備及び運営の基準に関する条例」を制定し、条例の基準に基づく施設運営を行っているところです。 今回の条例制定により、一時保護施設と一時保護委託とを問わず、一時保護を適正に行う環境が担保されるものと考えていますので、いただいた御意見も参考とし、子どもの権利擁護に配慮した制度の運用や改善に努めてまいります。	C

	律に制限するのではなく、個別の事情に応じて慎重に判断すべきことを示すものとする。 特に、一時保護が長期化する場合、外部との連絡手段を長期間制限することは、子どもの孤立感を強め、社会とのつながりを断つ結果となり得るし、初期段階と同じ制限を漫然と継続することは、子どもの権利保障の観点から問題がある。通信手段の制限を「安全確保のため」として一律に継続するのではなく、期間の経過に応じて見直す仕組みが必要である。この点については、本条例の運用において特に明確化されるべきである。		
4	一時保護は子どもにとって極めて重要な生活の場であるため、安全確保だけでなく、子どもの権利保障と意見尊重の視点を重視した制度運用を要望する。	一時保護については、国の一時保護ガイドラインにも示されている通り、児童の意見又は意向を尊重し、支援を行っていくことで、児童の権利が守られることが重要だと考えています。 今回の御意見も参考としながら、一時保護施設と一時保護委託とを問わず、子どもの権利擁護に配慮した制度の運用や改善に努めてまいります。	C
5	- 登録一時保護委託者についてのサポートや、一時保護委託者による養育状況の確認、具体的な養育の内容やタイムテーブルの明確化などを含めた支援体制の構築など、一時保護委託者の課題解決につながる具体的な方法は構築されるのか。 - 一時保護委託先には、児童の保護に従事する職員の要件や、夜間の職員配置体制の整備のほか、子どもの権利擁護、安全確保、設備、衛生管理、食事、秘密保持等、多岐にわたる基準が求められることになるが、委託先に基準を求めるだけでなく、委託先を支える体制もあわせて整備する必要がある。 支援が不十分であれば、委託先の確保が困難になり、結果として公的一時保護所への集中や保護期間の長期化を招くおそれがあり、委託先への規制と支援を一体として設計することが必要である。	登録一時保護委託者における養育等については、登録時点において、基準を満たしていることをもって、一定の質が担保されていることを確認していくこととなりますが、実際に一時保護を委託する際には、児童相談所とも連携し、一時保護の状況を把握した上で、状況に応じて必要な助言・指導等を行ってまいります。	D
6	登録を受ける委託者及び従事者に対し、子どもの権利条約、児童福祉法における権利擁護、意見表明支援等に関する研修を継続的に実施してほしい。	現在、児童養護施設等の職員も対象としている研修について、登録一時保護委託者の従事者も対象に加えるなどの対応を図ってまいります。	C
7	一時保護委託される子どもの最善の利益と意見表明権の保障はどのように担保されるのか。	一時保護に当たっては、児童福祉法及び国の一時保護ガイドライン等に基づき、意見聴取手続を実施し、児童の意見又は意向の確認を行っているところです。 また、令和4年の児童福祉法改正により規定された意見表明等支援事業については、意見表明等支援員が関与することにより、児童の意見又は意向が適切に関係機関へ届けられるための重要な取組であるものと考えておりますので、一時保護委託者の登録制度の運用に当たっても、引き続き事業の運用改善を図ってまいります。	D

8	- 登録一時保護委託者に対しては、入所する児童の意見又は意向を尊重した支援を行う体制の整備や苦情を受け付けるための窓口の設置等が求められているが、一時保護委託中の児童についても、意見表明等支援事業の対象とし、子どもが自分の置かれている状況や困りごとを、安全に外部へ伝えられる仕組みを確保することが重要である。 - 本条例の制定にあたっては、一時保護委託中の児童についても、意見表明等支援事業による支援を確実に受けられるよう、運用上の位置付けを明確にすることを求める。 - 一時保護委託中の児童についても、一時保護委託先での生活や支援に関して安心して意見を表明できる環境を整備するとともに、児童相談所や意見表明等支援事業につながる仕組みを明確にしてほしい。	令和4年の児童福祉法改正により規定された意見表明等支援事業については、意見表明等支援員が関与することにより、児童の意見又は意向が適切に関係機関へ届けられるための重要な取組であるものと考えておりますので、一時保護委託者の登録制度の運用に当たっても、引き続き事業の運用改善を図ってまいります。	C
9	登録時の審査だけでなく、子ども本人の意見や満足度を把握する仕組みを設け、定期的な評価と改善につなげてほしい。	一時保護の実施に当たっては、児童の意見又は意向を尊重し、児童の権利擁護を図っていくことが重要だと考えていますので、一時保護委託者の登録制度の運用においても、いただいた御意見を参考に、児童の意見等の把握に努めてまいります。 また、登録一時保護委託者については、必要な報告を求めたり、職員が関係者に対して質問を行うことや、立ち入り検査を行うことができるものとされていることから、必要に応じてこのような権限を活用し、登録基準の維持を図ってまいりますとともに、実際に一時保護を委託する際には、児童相談所とも連携し、一時保護の状況を把握した上で、状況に応じて必要な助言・指導等を行ってまいります。	C

(3) 登録手続や登録審査に関すること

	意見の要旨	意見に対する本市の考え方	区分
1	登録にあたり、子どもの生命の安全・安心の確保を、具体的にどのような項目で確認していくのか。	条例に定める登録等の基準としては、内閣府令の基準と同様、一時保護委託者の一般原則、児童の権利の制限の禁止、虐待等の禁止、児童対象性暴力等の防止、児童の権利擁護、設備の基準、衛生管理等、食事の提供、秘密保持などを定める予定としています。 また、具体的な審査項目や審査基準については、別途要綱等で明確に定めた上で、市ホームページ等で公表する予定です。	D
2	登録基準を表面的にクリアすることで、合法的に「一時保護ビジネス」が行われるリスクについて、リスクマネジメント体制の構築をどのように考えているか。	登録に当たっては、基本的には書面での審査により、基準に適合していることを確認していくこととなりますが、必要に応じて施設を直接確認する等の対応を行うほか、児童相談所の知見も踏まえ、適正な登録審査に努めてまいります。 また、登録一時保護委託者については、必要な報告を求めたり、	D

		職員が関係者に対して質問を行うことや、立ち入り検査を行うことができるものとされていることから、必要に応じてこのような権限を活用し、登録基準の維持を図ってまいります。 加えて、一時保護の実施に当たっては、児童相談所において、児童の状況を適切に把握しながら、多角的な視点でアセスメントを行い、適切な一時保護委託先の決定も含め、児童にとって最適な方針を決定してまいります。	
--	--	---	--

「(仮称)川崎市一時保護委託者の登録等の基準に関する条例」

の制定について（案）に関する意見募集について

児童相談所の一時保護施設については、令和4年の児童福祉法改正により、設備及び運営の基準が設けられました。

一方、一時保護委託先については、児童相談所長又は都道府県知事が「適当と認める者」への委託ができる旨のみが規定されていたことから、令和7年の児童福祉法改正により、一時保護委託策の質の担保のため、新たに一時保護委託者の登録制度が定められ、児童福祉法や関係法令等により、一定の質の担保がなされている児童福祉施設・里親や、医療機関等を除き、一時保護委託先については、原則として都道府県知事の登録を受けなければならないものとされました。（令和8年10月1日施行）

この一時保護委託者の登録制度にあたっては、令和8年3月に、内閣府令により、一時保護委託者の登録等の基準が定められました。

児童福祉法では、登録等の基準について、内閣府令を踏まえて各自治体の条例で定めることとされており、川崎市でも、登録等の基準に関する条例を制定する予定としています。

この登録等の基準に関する条例を制定するにあたって、広く皆様からの御意見を募集します。

1 意見の募集期間

令和8年6月3日（水）から令和8年7月3日（金）まで

※郵送の場合 令和8年7月3日（金）必着

※持参の場合 土日祝日を除く午前8時30分から午後5時15分まで

2 資料の閲覧方法

(1) 閲覧期間

令和8年6月3日（水）から令和8年7月3日（金）まで

(2) 資料の閲覧方法

川崎市ホームページ「市政情報」内の「広聴・パブリックコメント」からご覧いただけます。（<https://www.city.kawasaki.jp/templates/pubcom/450/0000186868.html>）

また、以下の場所でも閲覧いただけます。

- ・かわさき情報プラザ（川崎市役所本庁舎復元棟2階）
- ・各区役所・出張所の市政資料コーナー、各市民館・分館、各図書館・分館
- ・こども未来局児童家庭支援・虐待対策室（川崎市役所本庁舎15階）

3 意見の提出方法

電子メール（専用フォーム）、郵送、持参、FAX

※意見書の書式は自由です。

※必ず「題名」「氏名（法人又は団体の場合は、名称及び代表者の氏名）」、「連絡先（電話番号、FAX番号、メールアドレス又は住所）」を記入してください。

※電話や来庁による口頭での御意見はお受けできません。

4 送付先・問い合わせ先

川崎市こども未来局児童家庭支援・虐待対策室〔事業調整担当〕

〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地

電話 044-200-0132

FAX 044-200-3638

※電子メールは、市ホームページ「意見公募」から専用フォームを御利用ください。

5 その他

お寄せいただいた御意見に対する個別回答はいたしません、市の考え方を整理した結果を市のホームページで公表します。

「一時保護委託者の登録等に関する基準」（内閣府令）について

1 趣旨

児童福祉法等の一部を改正する法律（令和7年法律第29号）の施行に伴い、改正後の児童福祉法第34条の2第2項において、各自治体は登録一時保護委託者の登録等について、内閣府令で定める基準に従い、又は同基準を参酌して、条例で基準を定めるものとされました。

内閣府令で定める基準は、登録一時保護委託施設に入所している児童が、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員の支援により、心身ともに健やかにして、安全な生活を送ることを保障するものとしているところ、この趣旨を踏まえ、本市が条例を定めるにあたり、広く市民の皆様から御意見を伺います。

2 国が定めた基準と本市の視点について

これまで国が定めていた基準について、地方分権の観点から、地方自治体において条例で基準を定めることとする場合、この条例制定の基準は、「従うべき基準」「標準」「参酌すべき基準」の3類型に区分することができるものとされています。地方自治体は、この区分に応じて国の基準を踏まえ、基準を定めることとなります。

区分	従うべき基準	標準	参酌すべき基準
法的効果	必ず適合しなければならない基準	通常よるべき基準	十分参照しなければならない基準
条例で異なるものを定めることの許容の程度	法令の基準と異なる内容を定めることは許容されないが、当該基準に従う範囲内で、地域の実情に応じた内容を定めることは許容	法令の「標準」を標準としつつ、合理的な理由の範囲内で地域の実情に応じて異なる内容を定めることは許容	法令の基準を十分参照した結果であれば、地域の実情に応じて異なる内容を定めることは許容
条例化するに当たっての本市の視点について	法目的や要件規定の趣旨に合致した範囲内で市の実情を加えられるか。	府令にある基準を標準として、市の実情に応じた基準を定める合理的理由があるか。	府令の基準を参考にし、下回る又は緩和する基準を設ける市の実情があるかどうか。
条例化の適否	・基準としての継続性を確保することができるか。 ・市民の理解は得られるか。		

3 条例で制定する基準について

(1) 制定する主な内容

- ・ 一時保護委託者の一般原則
- ・ 児童の権利の制限
- ・ 虐待等の禁止
- ・ 児童対象性暴力等の防止
- ・ 児童の権利擁護
- ・ 設備の基準
- ・ 衛生管理等
- ・ 食事
- ・ 秘密保持等

(2) 条例制定における基本的な考え方

国の基準（内閣府令）は、児童福祉法の理念に即したものであり、また、各規定は事業の基本方針を実現するために適した基準となっていますので、条例の規定は国の基準のとおりとします。

4 条例制定までのスケジュール

パブリックコメントで寄せられた意見を検討し、市の考え方を整理した結果を市ホームページで公表した上で、議会の議決を経て、令和8年10月中に条例を施行する予定です。

一時保護委託者の登録等に関する基準

[令和八年三月三十日号外内閣府令第十六号]

児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第三十四条の二十二第三項の規定に基づき、一時保護委託者の登録等に関する基準を次のように定める。

一時保護委託者の登録等に関する基準

（趣旨）

第一条 児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号。以下「法」という。）第三十四条の二十二第三項の内閣府令で定める基準（以下この条において「一時保護委託者登録等基準」という。）は、次の各号に掲げる基準に応じ、それぞれ当該各号に定める規定による基準とする。

一 法第三十四条の二十二第二項の規定により、同条第三項第一号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たって従うべき基準 第十三条及び第十五条第二項（入所している児童の保護に直接従事する職員に係る部分に限る。）の規定による基準

二 法第三十四条の二十二第二項の規定により、同条第三項第二号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たって従うべき基準 第十二条第二号及び第八号並びに第十五条第二項（入所している児童の居室及び法第三十三条第一項に規定する登録一時保護委託者（以下「登録一時保護委託者」という。）が一時保護を行う施設（以下「登録一時保護委託施設」という。）に特有の設備に係る部分に限る。）の規定による基準

三 法第三十四条の二十二第二項の規定により、同条第三項第三号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たって従うべき基準 第四条から第七条まで、第九条、第十条、第十七条、第二十条第三項及び第二十三条の規定による基準

四 法第三十四条の二十二第二項の規定により、同条第三項各号に掲げる事項以外の事項について都道府県が条例を定めるに当たって参酌すべき基準 この府令に定める基準のうち、前三号に定める規定による基準以外のもの

2 一時保護委託者登録等基準は、登録一時保護委託施設に入所している児童が、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員（児童相談所長及び登録一時保護委託者の管理者を含む。以下同じ。）の支援により、心身ともに健やかにして、安全な生活を送ることを保障するものとする。

3 内閣総理大臣は、一時保護委託者登録等基準を常に向上させるように努めるものとする。

（最低基準の目的等）

第二条 法第三十四条の二十二第二項の規定により都道府県が条例で定める基準（次項において「最低基準」という。）は、登録一時保護委託施設に入所している児童が、明るくて、衛生的な環境において、心身ともに健やかにして、安全な生活を送ることを保障するものとする。

2 都道府県は、最低基準を常に向上させるように努めるものとする。

(登録一時保護委託者の一般原則)

第三条 登録一時保護委託者は、入所している児童の権利に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、その運営を行わなければならない。

2 登録一時保護委託者は、入所している児童の国籍、信条、社会的身分等によって、差別的取扱いをしてはならない。

3 登録一時保護委託者は、法第三十三条第一項又は第二項に規定する一時保護の目的を達成するために必要な設備を設けなければならない。

(児童の権利の制限)

第四条 登録一時保護委託者は、正当な理由なく、児童の権利を制限してはならない。

2 登録一時保護委託者は、前項に規定する正当な理由があり、やむを得ず児童の権利を制限する場合は、その理由について十分な説明を行い、児童の理解を得るよう努めなければならない。

(児童の行動の制限)

第五条 登録一時保護委託者は、施設等により児童の行動を制限してはならない。

(虐待等の禁止)

第六条 登録一時保護委託者の職員は、入所中の児童に対し、法第三十三条の十第一項各号に掲げる行為その他当該児童の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(児童対象性暴力等の防止)

第七条 登録一時保護委託者は、法第三十四条の二十二第六項において準用する法第二十一条の五の十八第四項の規定に基づき、児童対象性暴力等（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和六年法律第六十九号）第二条第二項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。）を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に児童を適切に保護するため、児童等対象業務従事者（児童と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該児童に接するものをいう。）に係る犯罪事実確認（同法第四条第一項に規定する犯罪事実確認をいう。）その他の必要な措置を講じなければならない。

(非常災害対策)

第八条 登録一時保護委託者は、登録一時保護委託施設において、軽便消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けなければならない。

2 登録一時保護委託者は、非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する不断の注意と訓練に努める体制を整備しなければならない。

3 登録一時保護委託者は、前項の訓練のうち、避難及び消火に対する訓練は、少なくとも毎月一回、これを行う体制を整備しなければならない。

(自動車を運行する場合の所在の確認)

第九条 登録一時保護委託者は、児童の登録一時保護委託施設外での活動、取組等のための移動その他の児童の移動のために自動車を運行するときは、児童の乗車及び降車の際に、点呼その他の児童の所在を確実に把握することができる方法により、児童の所在を

確認する体制を整備しなければならない。

(児童の権利擁護)

第十条 登録一時保護委託者は、入所する児童に対し、その意見又は意向（法第三十三条の三の三の規定に基づき児童相談所長又は都道府県知事が行う意見聴取等措置において表明された意見又は意向を含む。）を尊重した支援を行う体制を整備しなければならない。

(児童の所持品等)

第十一条 登録一時保護委託者は、入所する児童の所持品等の取扱いについて、次の各号に掲げる要件を満たす体制を整備しなければならない。

- 一 合理的な理由なく、児童の所持する物の持込みを禁止しないこと。
- 二 前号に規定する合理的な理由があり、やむを得ず児童の所持する物の持込みを禁止する場合は、児童又は他人の生命等に関わる緊急の場合を除き、あらかじめ児童相談所長又は都道府県知事に相談すること。
- 三 第一号に規定する合理的な理由があり、やむを得ず児童の所持する物の持込みを禁止する場合は、児童相談所長又は都道府県知事が、児童に対して、その理由について十分な説明を行い、児童の理解を得るために、児童相談所長又は都道府県知事に協力するよう努めること。
- 四 児童の所持する物を保管する場合は、紛失、盗難、き損等が生じないような設備に保管すること。

(設備の基準)

第十二条 登録一時保護委託施設の構造設備は、次に掲げる要件を満たさなければならない。

- 一 採光、換気等児童の保健衛生及びこれらの児童に対する危害防止に十分な考慮を払って設けること。
- 二 児童の居室、食事をする場、浴室及び便所を設けること。
- 三 児童の居室は、児童が穏やかに過ごすことができ、安心して暮らすことができる環境を整えること。
- 四 入所している児童の年齢等に応じ、男子と女子の居室を別にすること。
- 五 浴室及び便所は、男子用と女子用とを別にすること。ただし、少数の児童を対象として設けるときは、この限りでない。
- 六 居室、浴室及び便所を設けるに当たっては、入所する児童の年齢、性別、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律（令和五年法律第六十八号）第二条第一項に規定する性的指向及び同条第二項に規定するジェンダーアイデンティティ等に配慮すること。
- 七 三十人以上を入所させる施設には、医務室及び静養室を設けること。
- 八 児童の生活の場は、児童のプライバシーの保護に十分に配慮した環境を整えること。

(登録一時保護委託者における職員の一般的要件)

第十三条 登録一時保護委託者は、登録一時保護委託施設に入所する児童の保護に従事する職員について、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けた者となるよう、体制を整備しなければならない。

（夜間の職員配置）

第十四条 登録一時保護委託者は、登録一時保護委託施設において、夜間、少なくとも職員一人以上を置く体制を整備しなければならない。

（他の社会福祉施設を併せて設置するときの設備及び職員の基準）

第十五条 登録一時保護委託者は、登録一時保護委託施設を他の社会福祉施設と併せて設置するときは、必要に応じ当該登録一時保護委託施設の設備及び職員の一部を併せて設置する社会福祉施設の設備及び職員に兼ねることができる。

2 前項の規定は、入所する児童の居室及び登録一時保護委託施設に特有の設備並びに入所する児童の保護に直接従事する職員については、適用しない。

（衛生管理等）

第十六条 登録一時保護委託施設の衛生管理は、次に掲げる要件を満たさなければならない。

- 一 入所する児童の使用する設備、食器等又は飲用に供する水については、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずること。
- 二 当該登録一時保護委託施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないよう努めること。
- 三 入所する児童の希望等を勘案し、清潔を維持することができるよう適切に、入所する児童を入浴させ、又は清拭しなければならないこと。
- 四 入所する児童に対し清潔な衣服を提供しなければならないこと。ただし、下着は児童の所持するものを使用させ、又は未使用のものを提供すること。
- 五 必要な医薬品その他の医療品を備えるとともに、それらの管理を適正に行わなければならないこと。

（食事）

第十七条 登録一時保護委託施設における入所する児童の食事の提供は、次に掲げる要件を満たさなければならない。

- 一 入所する児童に食事を提供するときは、栄養及び入所する児童の身体的状況を考慮したものでなければならないこと。
- 二 児童の健康な生活の基本としての食を営む力の育成に努めなければならないこと。

（入所した児童及び職員の健康状態の把握等）

第十八条 児童相談所長又は都道府県知事は、入所した児童の健康状態を把握するために、当該児童の状況等に応じ、医師又は歯科医師による診察その他の必要な措置を講じなければならない。なお、必要な措置を講ずるに当たり、登録一時保護委託者は、児童又は他人の生命等に関わる緊急の場合を除き、あらかじめ児童相談所長又は都道府県知事に相談する体制を整備しなければならない。

- 2 前項の措置の実施により児童の健康状態を把握した医師又は歯科医師は、その結果必要な事項を入所した児童の健康を記録する表に記入するとともに、必要に応じ一時保護の解除及び医療上の措置等必要な手続をとることを、児童相談所長又は都道府県知事に勧告しなければならない。
- 3 登録一時保護委託者は、登録一時保護委託施設に入所する児童の保護に従事する職員の健康状態の把握に当たっては、特に入所している児童の食事を調理する者につき、綿密な注意を払わなければならない。

(養護)

第十九条 登録一時保護委託者は、登録一時保護委託施設における養護について、児童に対して安定した生活環境を整えとともに、生活支援及び教育を行いつつ児童を養育することにより、児童の心身の健やかな成長を支援することを目的として行う体制を整備しなければならない。

(生活支援、教育及び親子関係再構築支援等)

第二十条 登録一時保護委託者は、登録一時保護委託施設における生活支援について、児童の自主性を尊重しつつ、基本的生活習慣を確立するとともに豊かな人間性及び社会性を養うことができるよう行う体制を整備しなければならない。

- 2 登録一時保護委託者は、登録一時保護委託施設における教育について、児童がその適性、能力等に応じた学習を行うことができるよう、適切な相談、助言、情報の提供等の支援により行う体制を整備しなければならない。
- 3 登録一時保護委託者は、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校（幼稚園を除く。）に在籍している児童が適切な教育を受けられるよう、当該児童の希望を尊重しつつ、その置かれている環境その他の事情を勘案し、通学の支援その他の教育に必要な支援に関して、児童相談所と協力をして行うよう努める体制を整備しなければならない。
- 4 登録一時保護委託者は、児童の家庭の状況に応じ、親子関係の再構築等が図られるよう、必要な支援等に関して、児童相談所と協力をして行うよう努める体制を整備しなければならない。
- 5 登録一時保護委託者は、児童が適切な支援を受けられるよう、一時保護の解除後も当該解除を行った児童相談所に必要な協力をするよう努める体制を整備しなければならない。

(登録一時保護委託者内部の規程)

第二十一条 登録一時保護委託者は、次に掲げる事項のうち必要な事項につき規程を設けなければならない。

- 一 入所する児童の支援に関する事項
- 二 その他施設の管理についての重要事項

(登録一時保護委託者における記録)

第二十二条 登録一時保護委託者は、入所する児童の処遇の状況について、児童相談所から求められた場合に、その情報を提示することができるように記録する体制を整備しな

ければならない。

（秘密保持等）

第二十三条 登録一時保護委託者の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た児童又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

- 2 登録一時保護委託者は、登録一時保護委託者の職員であった者が、正当な理由なく、その業務上知り得た児童又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

（苦情への対応）

第二十四条 都道府県知事は、登録一時保護委託施設に入所している児童又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

- 2 都道府県知事は、前項の必要な措置として、苦情の公正な解決を図るために、苦情の解決に当たって当該登録一時保護委託者の職員以外の者を関与させなければならない。

（電磁的記録）

第二十五条 登録一時保護委託者の職員は、記録、作成その他これらに類するもののうち、この府令の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

（大都市等の特例）

第二十六条 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下この項において「指定都市」という。）にあつては、第一条第一項及び第二条中「都道府県」とあるのは「指定都市」と、第十条、第十一条第二号及び第三号、第十八条第一項及び第二項並びに第二十四条中「都道府県知事」とあるのは「指定都市の市長」と読み替えるものとする。

- 2 法第五十九条の四第一項の児童相談所設置市（以下この項において「児童相談所設置市」という。）にあつては、第一条第一項及び第二条中「都道府県」とあるのは「児童相談所設置市」と、第十条、第十一条第二号及び第三号、第十八条第一項及び第二項並びに第二十四条中「都道府県知事」とあるのは「児童相談所設置市の市長」と読み替えるものとする。

附 則

この府令は、令和八年十月一日から施行する。

「(仮称)川崎市一時保護委託者の登録等の基準に関する条例」の制定について(案)

1 一時保護委託とは

児童相談所長等が、警察署、福祉事務所、児童福祉施設、里親その他児童福祉に深い理解と経験を有する適切な者(機関、法人、私人)に一時保護を委託すること。

(参考)
令和6年度 一時保護件数651件
うち一時保護委託183件(28.1%)

2 条例制定の経緯

- 児童相談所における一時保護施設については、令和4年の児童福祉法改正により、設備・運営基準が設けられた。
 - 一時保護委託先については、児童相談所長又は都道府県知事が「適当と認める者」への委託が可能のみが規定されていた。
 - 令和7年の児童福祉法改正により、一時保護委託先の質の担保のため、新たに一時保護委託者の登録制度が定められ、児童福祉法や関係法令等により、一定の質の担保がなされている児童福祉施設・里親や、医療機関等を除き、一時保護委託先については、原則として都道府県知事の登録を受けなければならないものとされた。(令和8年10月1日施行)
 - また、令和8年3月には一時保護委託者の登録等の基準(内閣府令)が定められた。
- ▼
- 児童福祉法の規定により、内閣府令の基準を踏まえ、条例で登録等の基準を定めなければならない。
(改正法の施行から1年を超えない期間内)

3 基準条例の概要

- (1) 制定する条例の名称
「(仮称)川崎市一時保護委託者の登録等の基準に関する条例」
- (2) 条例制定における基本的な考え方
国の基準(内閣府令)の各規定は、児童福祉法の基本理念に即したものであり、本条例においては、従うべき基準・参酌すべき基準ともに、内閣府令と同様の内容の規定とする。

4 内閣府令の主な規定内容

- 一時保護委託者の一般原則(第3条)
児童の権利への十分な配慮、一人ひとりの人格の尊重など
- 児童の権利の制限(第4条)
正当な理由のない児童の権利の制限の禁止など
- 虐待等の禁止(第6条)
- 児童対象性暴力等の防止(第7条)
こども性暴力防止法に基づく犯罪事実確認等必要な措置の実施
- 児童の権利擁護(第10条)
入所児童の意見又は意向尊重した支援を行う体制の整備
- 設備の基準(第12条)
居室・食事場所・浴室・便所の設置、プライバシーへの配慮など
- 衛生管理等(第16条)
感染症・食中毒の発生・まん延防止など
- 食事(第17条)
栄養・児童の身体的状況を考慮した食事の提供など
- 秘密保持等(第23条)
児童・家族に関する秘密漏えいの禁止など

5 今後のスケジュール

	5月	6月	7月	8月	9月	10月
パブリックコメント手続		パブリックコメント手続			結果公表	公布・施行
市議会	文教委員会			文教委員会	議案審査	公布・施行